



## 障害者相談支援事業に係る消費税の取り扱いについて

秩父市と秩父地域4町（横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）が共同で社会福祉法人等の3事業者に委託している障害者相談支援事業については、当初、社会福祉法上の社会福祉事業に該当するものとし、消費税については非課税として取り扱ってきました。

その後、平成24年の障害者自立支援法の改正により相談支援体系が見直された際も、国からはこの事業の消費税の扱いは明確に周知されなかったため、引き続き社会福祉事業との認識のもと、非課税事業として委託を続けていました。

しかしながら、昨年10月4日付けの国からの通知により、障害者相談支援事業は社会福祉事業に該当せず消費税の課税対象となること、また、自治体が当該事業を民間事業者へ委託する場合には、委託料に消費税相当額を加えた金額を受託者に支払う必要があると示されました。

これを受けて、市ではこの事業の受託事業者と認識の共有を図るとともに、4町との協議を経まして、修正申告が可能な平成30年度から令和4年度までの過去5年分の消費税相当額及び延滞税相当額を各受託事業者へ支払うものとし、令和6年9月補正予算に関係経費を計上することで準備を進めています。

福祉部障がい者福祉課

担当者：浅海、熊木

☎0494-27-7331

FAX：0494-27-7336